

精華町公共施設  
消防用設備等点検  
(機器点検)  
業務委託仕様書

精 華 町

---

## 対象物件

対象施設、構造及び点検内容については別紙一覧のとおり

## 業務条件

### 1. 業務期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

### 2. 点検回数

機器点検（外観・機能点検）1回

### 3. 支払方法

業務完了後一括払い

### 4. 業務内容

点検は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備（平成7年2月7日消防庁告示第5号）等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式（平成6年2月1日消防庁告示第2号）」に定めるところにより適正に行うものとする。

また、上記点検結果については、正副2部とデジタルデータ（PDF形式等）をCD等へ書き込んだ上での提出を基本とし、記載事項等の詳細については関係課の担当者と充分調整すること。

#### ア 外観・機能点検

##### (ア) 外観点検

消防用設備等の各種ヘッド、感知器、加圧送水装置、配管などの機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、そのほか、主として外観から判別できる事項を確認するものとする。

##### (イ) 機能点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または簡易な操作により、判別できる事項を確認するものとする。

### 5. その他

ア 点検終了後は、それぞれ消防法の規定による書式の報告書により作成し、精華町役場総務課まで2部提出するとともに、電子データでも提出するものとする。なお必要に応じて所轄消防署等への報告を行うものとする。

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要と判断したときは、状況報告後に別途見積等を提出するものとする。

ウ 点検にかかる消耗品の費用は発注者の負担とするが、臨時保守作業費及び機器または部品の不良により取り替えの費用が生じた場合は、委託者側の負担とする。

エ 各施設の点検時には、当該施設所管課担当者と十分な日程調整等を行い、報告書記載事項等の詳細についても必要な調整を行った上で提出すること。

精華町公共施設  
消防用設備等点検  
(総合点検)  
業務委託仕様書

精 華 町

---

## 対象物件

対象施設、構造及び点検内容については別紙一覧のとおり

## 業務条件

### 1. 業務期間

令和6年11月1日から令和7年3月1日まで

### 2. 点検回数

総合点検（機器点検含む）1回

### 3. 支払方法

業務完了後一括払い

### 4. 業務内容

点検は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備（平成7年2月7日消防庁告示第5号）等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式（平成6年2月1日消防庁告示第2号）」に定めるところにより適正に行うものとする。

また、上記点検結果については、正副3部とデジタルデータ（PDF形式等）をCD等へ書き込んだ上での提出を基本とし、記載事項等の詳細については関係課の担当者と充分調整すること。

#### ア 外観・機能点検・総合点検

##### (ア) 外観点検（機器点検の一部）

消防用設備等の各種ヘッド、感知器、加圧送水装置、配管などの機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、そのほか、主として外観から判別できる事項を確認するものとする。

##### (イ) 機能点検（機器点検の一部）

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または簡易な操作により、判別できる事項を確認するものとする。

##### (ウ) 総合点検

消防用設備等の機器の全部もしくは一部を作動させ、または使用することにより、総合的な機能をそれぞれの種類に応じて確認するものとする。

### 5. その他

ア 点検終了後は、それぞれ消防法の規定による書式の報告書により作成し、精華町役場総務課まで3部提出するとともに、電子データでも提出するものとする。なお必要に応じて所轄消防署等への報告を行うものとする。

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要と判断したときは、状況報告後に別途見積等を提出するものとする。

ウ 点検にかかる消耗品の費用は発注者の負担とするが、臨時保守作業費及び機器または部品の不良により取り替えの費用が生じた場合は、委託者側の負担とする。

エ 各施設の点検時には、当該施設所管課担当者と十分な日程調整等を行い、報告書記載事項等の詳細についても必要な調整を行った上で提出すること。